平成３０年（フ）第３８８号
埼玉県戸田市大字新曽2231番地　第１芦原マンション306号室
債務者　細野　由美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４７号
さいたま市中央区上落合９丁目９番４―609号
債務者　三橋　彩耶
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４５号
埼玉県春日部市大畑916番地10
債務者　星　　年和
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２５１号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番８―202号
債務者　鎌田　政子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字城東北３丁目10番地25
債務者　日村慎太郎
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第２０号
青森県弘前市大字藤代２丁目11番地10　ガーベラタウン
債務者　加藤　健司
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第７５号
青森市千富町２丁目11番13号　タウンハイツ203号
債務者　齋藤寿美恵
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
和歌山県紀の川市貴志川町前田442番地９、前住所和歌山県紀の川市古和田487番地１　エクセル21　406号
債務者　中川　千幸
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
和歌山県紀の川市貴志川町前田442番地９、住民票上の住所和歌山県紀の川市東国分769番地
債務者　中川　紗弥
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５７号
和歌山県橋本市吉原950番地の13
債務者　百谷伊津子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

免責許可決定

平成２８年（フ）第５７３号
栃木県宇都宮市石井町3414番地23
破産者　福田　秀夫
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９３号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町139番地101
破産者　福冨　昌昭
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４０号
栃木県宇都宮市中里町3023番地４　エクセラン105号
破産者　武田　真弓（旧姓三間）
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１号
栃木県宇都宮市簗瀬１丁目31番１号　パレ・ニューみやの103号、前住所東京都世田谷区梅丘１丁目16番２号　サンヒルズ101
破産者　高松　良太
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８３号
栃木県下野市仁良川1639番地17　53街区６
破産者　越智　俊幸
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８号
山梨県甲府市山宮町111番地１　フェリス山宮101
破産者　三上　貴子（旧姓久保寺）
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２０２号
札幌市西区山の手３条８丁目３番４号　カナディアンホーム山の手Ｄ号
破産者　小野寺浩司
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２０７号
北海道石狩市花川東２条２丁目91番地　フラワーリバー201号
破産者　岩﨑　　徹
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７２号
札幌市清田区美しが丘３条２丁目３番１―301号
破産者　山形　恵理（旧姓髙士・清野）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８２号
札幌市東区北31条東７丁目２番26号　ハイツ東興Ｂ202号
破産者　藤田　　賢
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８８号
札幌市豊平区平岸３条13丁目８番23号　第３吉井ビル303号
破産者　佐々木昌志
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部